

# ○大府市幼保児小中連携推進事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「大府市幼保児小中連携教育の指針」に基づき、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた生活習慣や基礎的、基本的な学力を身に付けさせ「生きる力」の育成を図るため、予算の範囲内において交付する大府市幼保児小中連携推進事業交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、大府市幼保児小中連携教育研究会（以下「研究会」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、研究会が行う幼保児小中連携推進事業とする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費で、予算に定める額とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付対象経費	細分類	内容
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する費用（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	印刷製本費	事業で使用するポスター等の印刷製本に要する費用
役務費	通信運搬費	事業を行うために必要な通信運搬費